

東広島市犯罪被害者等支援条例を 制定しました。

令和5年4月1日施行

犯罪被害に遭われた方やそのご家族等は、生命・身体への直接的な被害だけでなく、周囲からの心ない誹謗中傷的な発言等により、二次的な心身の被害を受け、さらに傷つけられることもあります。

本市では、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、その権利利益の保護を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に取り組むため、本条例を制定しました。

市民や事業者の皆さまは、本条例で定める基本理念やそれぞれの責務をご理解いただき、犯罪被害者等の支援にご協力をお願いします。

基本理念

- ① 犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して支援を行います。
- ② 犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況やその他の事情に応じて、適切に途切れることなく支援を行います。
- ③ 市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、協力して支援を行います。

責 務

市の責務…基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施します。

市民等の責務…基本理念にのっとり、次の点について実施するよう努めてください。

- 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性の理解
- 二次被害や犯罪被害者等を地域で孤立させないことへの配慮
- 本市が実施する犯罪被害者等支援のための施策への協力

事業者の責務…基本理念にのっとり、次の点について実施するよう努めてください。

- 二次被害への配慮
- 本市が実施する犯罪被害者等支援のための施策への協力
- 犯罪被害者等の就労等に対する配慮

本条例の詳細については、東広島市ホームページをご覧ください。



条例に基づく主な支援施策の概要

相談及び情報の提供等

東広島市犯罪被害者等相談窓口（人権男女共同参画課）

犯罪被害を受けた人などからの相談や問い合わせに対し、各種支援制度の案内や関係機関のご紹介などを行います。

TEL: 082-420-0927

FAX: 082-422-2040

相談日時：月～金 8:30～17:15（祝日、12月29日～1月3日を除きます。）

日常生活の支援

- 経済的負担の軽減
見舞金の支給 遺族見舞金：30万円 傷害見舞金：10万円
- 保健医療・福祉サービスの提供支援
- 居住の安定（市営住宅への一時入居支援）
- 雇用の安定

*見舞金は、令和5年4月1日以降の犯罪被害が対象となります。また、犯罪被害に遭った時や見舞金の申請時に住民登録があることなどの要件があります。詳しくはお問い合わせください。

被害にあわれた方へ

ひとりで悩まないで

こんなときにお電話ください



公益
社団
法人

広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
Victim Assistance Center of Hiroshima

広島被害者支援センター

相談無料
秘密厳守

☎082-544-1110

月～土曜日 / 9:00-17:00

事件や事故に 遭ってしまった

どこに相談したらいいのかわからない
日常生活を維持することが困難になった

心に深い傷を負った

心が不安定で眠れない
自分を責めてしまう
自分の気持ちを誰もわかってくれない
物事に集中することができない
いつも心細くてさみしい

家族が被害を受けた

どう接してよいかわからない
立ち直れないのではと心配

問い合わせ先

東広島市 生活環境部 人権男女共同参画課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL:082-420-0927 FAX:082-422-2040

Mail:hgh200927@city.higashihiroshima.lg.jp